

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 : 三重県
農 業 委 員 会 名 : 松阪市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	6,160	1,360	1,360			7,510
経営耕地面積	5,985	664	391	273		6,650
遊休農地面積	35	12	12			47
農地台帳面積	6,573	1,952	1,951	1		8,525

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,071
自給的農家数	1,944
販売農家数	3,127
主業農家数	256
準主業農家数	781
副業的農家数	2,090

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	12,089
女性	6,137
40代以下	4,487

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	179
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	18
農業参入法人	0
集落営農経営	13
特定農業団体	0
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	36	36	36

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7, 550ha	3, 630ha	48.07%
課 題	中山間地域は、区画や水利などの作業効率の悪い農地が多く利用集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
3, 756ha	3, 814ha	184ha	101.54%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理事業を活用し、担い手に農地の集積を図る。松阪農協・一志東部農協の農地銀行支店に協力して貰い、担い手に農地の利用集積を図る。
活動実績	農地中間管理機構、松阪農協・一志東部農協の農地銀行支店との連携・協力を密にし、中心経営体への利用集積を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を上回る実績となったが、中山間地においては依然として集積は進んでいない。
活動に対する評価	利用集積の推進体制として確立しつつある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	10経営体	3経営体	2経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	7. 8ha	0. 8ha	4. 4ha
課 題	高齢化等により農業従事者が減少し、担い手の確保が困難な状況がある中で、新たな担い手の育成を図り支援することが必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
5経営体	5経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
4. 3ha	1. 9ha	44%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	随時、就農相談を受け付けるほか、就農支援情報の収集、提供活動を農業委員、市農水振興課及び関係機関と連携し、新規就農を図る。
活動実績	農業委員、市農水振興課及び関係機関と、新規参入者の状況等情報共有に努め、新規参入に結びつけることができた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を下回る参入実績となったが、農業委員、市農水振興課等との連携はうまく機能している。
活動に対する評価	新規就農前後の相談受付、支援体制も含め、きめ細やかな活動を実施できている。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,510ha	47.9ha	0.63%
課 題	農業従事者の高齢化・後継者不足や中山間地域の利用条件の悪さから遊休農地の解消は進まない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5.8ha	1.9ha	32%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	農地の利用状況調査	62人		8月～9月	10月～11月上旬		
		調査方法	市内全域を対象とし、各農業委員が担当地区を巡回し、道路からの目視による調査。				
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月					
	その他の活動	農地利用最適化推進委員が随時指導を行う。					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期			
		62人	9月～10月	11月～12月			
	農地の利用意向調査	調査実施時期	3月	調査結果取りまとめ時期		3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条			
		調査数:	44筆	調査数:	筆	調査数:	筆
		調査面積:	2.9ha	調査面積:	ha	調査面積:	ha
	その他の活動						

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を下回り解消面積の達成にならなかった。新たに発生する遊休農地もあり根本的な改善には至っていない。
活動に対する評価	利用状況調査や意向調査、その後の改善指導や保全管理指導等のフォローアップ活動を強化していく。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7, 510ha	0. 6ha
課 題	市町村合併以前の古くからの案件が多く、改善に結びつかないのが現状である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0. 6ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地パトロールを強化・徹底するとともに、地権者を確認し転用指導等を行う。
活動実績	新たな違反転用は認められなかったが、以前からの違反転用について解消に至らなかった。
活動に対する評価	違反転用者に対して引き続き指導が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 75件、うち許可 75件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の審査や農地台帳での確認、農業委員による現地・営農状況調査			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請案件毎に全件実施。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		件	
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を事務所に備え、縦覧希望があれば公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 351件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の審査や農地台帳での確認、農業委員及び事務局職員による現地調査。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請案件ごとに全件実施。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を事務所に備え、縦覧希望があれば公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		46 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		36 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		5 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		3 法人
	提出しなかった理由	提出資料の作成に時間がかかっているため	
	対応方針	文書で督促を継続する	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 3, 874件	公表時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法: 事務所に備え、希望者に提供。	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 4, 481件	取りまとめ時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 ha	8, 525
		データ更新: 住民情報は随時、土地情報は年1回(8月)。	
		公表:	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務所に備え、希望があれば公表

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	なし
----------------	----

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している